

大阪地方最低賃金審議会総会

第357回本審議会議事録

1 日 時

令和5年11月20日（月）15時30分～16時15分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、清水委員、土井（沙）委員、松井委員

（使用者代表委員）

北畠委員、柴田委員、土井（玲）委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

荒木労働局長、樋口労働基準部長、井手賃金課長、稲田主任地方賃金指導官、林地方賃金指導官、中島地方賃金指導官、福井専門監督官、上地最低賃金係長

4 審議事項

- （1）大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について
- （2）大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告について
- （3）令和5年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について
- （4）その他

(開会 15時30分)

稲田主任

ただいまから大阪府最低賃金審議会第357回総会を開催いたします。

初めに傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただくようよろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員4名、使用者を代表する委員6名、計14名の御出席により最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する森委員、表田委員、労働者を代表する鈴木委員、上山委員につきましては、本日所用のため御欠席です。

本日の配付資料について御確認願います。

まず会議次第、配席図、会議資料、令和5年度大阪府最低賃金答申附帯事項に関する取組状況の報告についての4点になります。御確認をお願いいたします。

続きまして、10月1日付けで大阪労働局長の異動がございました。局長の荒木から御挨拶を申し上げます。

荒木局長

皆様、こんにちは。10月1日付けで大阪労働局長を拝命、着任いたしました荒木と申します。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様方には、日頃より労働行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、お忙しい中、大阪府最低賃金の審議につきましましては、真摯に審議いただき感謝を申し上げます。

今年は、物価高、そして世界情勢が不安定な中での審議ということで、例年になく難しい状況であったかと思っておりますけれども、引き続き、本日の審議、よろしくお願ひしたいと思っております。

ありがとうございました。

稲田主任

次に、特定最低賃金改正決定の必要性及び改正決定につきましましては、全7業種の各専門部会で御審議をいただき、10月6日に全専門部会の審議が終了しました。

全7業種のうち、大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府自動車小売業の2業種については、専門部会の改正決定の必要性審議において、労使の主張に隔たりがあり、全会一致とならず、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論に至りました。

また、本日お手元に配付しております会議資料の資料1として、これまで総会で了承されました令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項を添付しておりますが、その中の特定最低賃金専門部会の項目の第3項には、「審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。」とされております。

このため、改正決定の必要性について全会一致に至らなかった大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪

府自動車小売業の専門部会の審議結果について報告を行う必要が生じたために、本総会を開催させていただくこととなりましたことをあらかじめ御了承願います。

それでは、会長、議事の進行のほうよろしく願いいたします。

衣笠会長

皆様、御多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事（１）の大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について、に入ります。

先ほど事務局から御説明いただきましたが、大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正決定の必要性につきましては、専門部会において全会一致とならず、改正決定の必要性ありとすることはできないとの結論になったとのことでした。

まず、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、部会長の村上委員から御報告をお願いいたします。

村上委員

それでは報告をさせていただきますが、まず、事務局から資料３の大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

林指導官

令和５年９月７日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会 部会長 村上礼子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和５年７月４日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

村上委員

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議経過等について御報告いたします。

第１回専門部会は８月２２日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料について確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第２回、第３回専門部会は、８月３０日、９月７日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれから御提出いただいた資料を参考に審議を行いました。

しかし、３回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代

表する委員は改正決定の必要性なしとの御主張がなされ、審議は平行線のまま、全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできないとの結論になりました。

報告は以上です。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいま村上委員から、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果につきまして御報告をいただきました。

御報告の内容につきまして、各委員から御意見、御質問等ございましたら御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性につきまして、専門部会の報告書のとおり本審議会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

御異議はないということで、それでは事務局は答申文案を御準備ください。

井手課長

答申文案の準備ができておりますので、これからお配りさせていただきます。

衣笠会長

お手元に配られましたのが答申文案となります。

事務局で読み上げてください。

林指導官

案

令和5年11月20日

大阪労働局長 荒木祥一殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和5年7月4日付け大労発基0704第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき

貴職から諮問のあった大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議をした結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの内容で御異議はございませんでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

続きまして、大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、部会長の私、衣笠から御報告いたします。

まず、事務局から資料4の大阪府自動車小売業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

林指導官

令和5年10月6日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 部会長 衣笠葉子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和5年7月4日開催の大阪地方最低賃金審議会第353回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

衣笠会長

それでは、大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議経過等につきまして御報告をいたします。

大阪府自動車小売業最低賃金の専門部会における審議の経過につきまして説明いたします。

第1回専門部会は8月18日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料について確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回、第3回、第4回の専門部会は、8月24日、8月31日、10月6日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれから御提出いただきました資料を参考に審議を行いました。

しかし、4回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員は改正決定の必要性なしとの御主張がなされ、審議は平行線のまま、全会一致の労使合意

に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできないとの結論となりました。

報告は以上です。

ただいまの報告内容につきまして、各委員から御意見、御質問等ございましたら御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

(な し)

衣笠会長

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性につきまして、専門部会の報告書のとおり本審議会の結論としたいと思います、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

では、御異議はないということで、事務局は答申文案を御準備ください。

井手課長

答申文案の準備ができておりますので、お配りさせていただきます。

衣笠会長

お手元に配られましたのが答申文案です。

事務局で読み上げてください。

林指導官

案

令和5年11月20日

大阪労働局長 荒木祥一殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け大労発基0704第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車小売業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、全会一致とならなかった2つの専門部会につきまして、局長に答申を行います。

(会長から答申文を労働局長に手交する。)

衣笠会長

では続きまして、議事(2)の大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告に入ります。
事務局から報告をお願いします。

井手課長

それでは、大阪府塗料製造業最低賃金、大阪府鉄鋼業最低賃金、大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金、大阪府電気機械器具関連産業最低賃金及び大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の5業種の特定最低賃金につきまして、審議結果を説明させていただきます。

まず、大阪府塗料製造業最低賃金につきましては、資料5のとおり、9月25日に専門部会における全会一致により、時間額1,070円で決議されてございます。

大阪府鉄鋼業最低賃金につきましては、資料6のとおり、9月21日に専門部会における全会一致により、時間額1,066円で決議されてございます。

大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金につきましては、資料7のとおり、9月25日に専門部会における全会一致により、時間額1,070円で決議されてございます。

大阪府電気機械器具関連産業最低賃金につきましては、資料8のとおり、9月25日に専門部会における全会一致により、時間額1,068円で決議されてございます。

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては、資料9のとおり、10月3日に専門部会における全会一致により、時間額1,068円で決議されてございます。

5業種の特定最低賃金は、各専門部会において全会一致で改正決定の必要性ありと議決され、金額の改正決定についても全会一致で議決されており、最低賃金審議会令第6条第5項に基づきまして、各専門部会の決議をもって審議会の決議となっております。

なお、ただいま説明させていただきました特定最低賃金の効力が発生する発効日について、でございますけれども、5業種とも令和5年12月1日であることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

次に、事務局から御案内をお願いします。

稲田主任

それでは、大阪労働局長の荒木から御挨拶いたします。

荒木局長

私から御礼の御挨拶を申し上げます。

本日、衣笠会長から、令和5年度大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金をはじめ2業種の特定最低賃金について答申をいただきました。

また、大阪府塗料製造業等の5業種の特定最低賃金につきましても、既に各専門部会において答申をいただいております、これで全ての大阪府の最低賃金が決定いたしました。

7月4日に諮問させていただいて以来、特定最低賃金専門部会の委員を中心に、人材確保の必要性もありながら、一方ではカーボンニュートラルへの対応、エネルギーコストの上昇など厳しい状況を踏まえた慎重かつ真摯な御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特定最低賃金につきましても、地域別最低賃金と同様に、周知徹底と履行確保、さらには中小企業支援措置の周知、利活用の促進にも全力を挙げて取り組んでまいります。

最後になりますが、各委員の皆様方には引き続き大阪地方最低賃金審議会の運営につきまして御協力を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、御礼の御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

衣笠会長

ありがとうございました。

続きまして、議事（3）令和5年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について、に入ります。

事務局から御説明をお願いします。

井手課長

それでは私のほうから御説明をさせていただきます。

説明に用いる資料としましては、別に大阪府最低賃金改正決定の答申附帯事項への取組についての資料を配付させていただいておりますので御覧ください。

令和5年8月7日付け、大阪府最低賃金答申の際、御要望をいただきました附帯事項につきましての取組状況でございます。

1ページ目でございますけれども、附帯事項は政府へ要望するものと大阪労働局に要望するもの、がございます。

まず、政府の要望に対する取組について、2ページを御覧ください。

厚生労働省の取組の1点目でございます。令和5年8月31日から賃金引上げに取り組む中小企業等を支援する業務改善助成金の拡充が図られてございます。拡充の内容につきましてはお手元資料に①から③でございます。そのうち大阪におきましては①及び②について拡充の適用がございます。

続きまして、厚生労働省の取組、2点目でございますけれども、周知・相談時の中小企業庁との連携強化について、でございます。厚生労働省の業務改善助成金、中小企業庁の生産性向上支援策の両方を記載したリーフレットを作成いたしまして、それぞれの拠点におきまして相互に支援策の周知を行うこととしております。

厚生労働省の取組、3点目でございます。年収の壁・支援強化パッケージが決定されてございます。106万円の壁対策といたしましては、新たにキャリアアップ助成金に社会保険適用時処遇改善コースが今年の10月20日から導入されますとともに、130万円の壁対策といたしましては事業主証明による被扶養者認定の円滑化のための対策が示されてございます。

経済産業省の取組でございますけれども、資料のとおり、中小・小規模企業の生産性向上への支援

強化として2点、その下に価格転嫁対策の強化として3点が示されてございます。

また、8月31日に開催されました新しい資本主義実現会議では、取引適正化に向けまして公正取引委員会から3点の取組が示されるとともに、発注者のあるべき対応を含め詳細な指針を策定・公表し、周知することが岸田首相から示されたところでございます。

次に、大阪労働局への要望に対する取組について、でございます。

取組の実施計画を3ページに御示ししておりますので御覧ください。附帯事項6に基づきまして実施計画として作成したものでございます。順に御説明いたします。

4ページをお開きください。

周知広報・履行確保、支援対策利活用の促進につきましては通年で取組をしておりますが、主な取組事項といたしまして記載させていただいております。

まず、最低賃金の円滑な履行確保を図るためには、発効される改定額についての的確に周知するとともに、拡充されました業務改善助成金のさらなる利活用促進を図ることが重要であると考えています。改正額及び支援策につきまして、関係機関とも連携し、効果的な周知広報に取り組んでまいります。

賃金不払いをはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による定期監督等におきまして、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認いたしまして、賃金支払いが履行されず、度重なる指導でも是正しない事業場であったり、定期賃金や割増賃金が適切に支払われず、同様の法違反が繰り返される事業場につきましては、司法処分も含めて厳正に対応してまいります。

下請取引の適正化につきまして、こちらも通年を通して、立入検査・監督指導におきまして、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として買いたたき等が疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められない場合でありましても、公正取引委員会、中小企業庁、または国土交通省に通報を行ってまいります。

9月でございますけれども、最低賃金周知・支援月間を設けまして改正最賃額及び業務改善助成金など賃金引上げに向けた支援策の周知について集中的な取組を行いまして、10月には、大阪働き方改革推進会議、最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員と連携させていただきまして取組を実施することとしております。こちらにつきましては後ほど具体的な取組内容について御説明させていただきます。

11月でございますけれども、民間企業に業務委託等を行う場合、契約期間中の最低賃金額の改定によりまして、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪府内自治体、在阪する国の行政機関や独立行政法人に対する配慮要請の取組を強化してまいりたいと思っております。

2月でございますが、自治体が発注する業務委託契約を受注した事業者等に雇用される労働者の最低賃金の履行確保の強化を目的とする情報連携につきまして、協定未締結の自治体へ協定に向けた働きかけを行ってまいりたいと思っております。

1月から3月の集中取組期間として、最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備に向け、最低賃金の遵守徹底のため監督指導を強化いたしますとともに、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げに向けた働きかけや転嫁対策関連の施策の紹介などについて強化してまいりたいと思っております。

では、答申附帯事項の取組状況を順を追って御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、1項目めでございます。未満率解消に向けた、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保の実施についてでございます。

従来から、できるだけ多くの大阪府民に知っていただけるよう、大阪府内全自治体への広報誌への掲載を依頼するほか、マスメディアの活用、包括連携協定を結んだ金融機関を通じた周知など、様々な媒体や機会を活用して積極的に取り組んでおります。

今年度でございますけれども、新たな取組といたしましては、大阪労働局は、旧ツイッター、Xですね、SNSを活用していろいろなイベント等を紹介しておりますが、Xを活用いたしまして最低賃金制度であったり、事業主支援制度などにつきまして情報発信を行っているところでございます。

そのほかユーチューブの活用も現在検討中でございます。

また、厚生労働省では、新たな取組といたしまして、職員がFMラジオに出演いたしまして全国に向けまして最低賃金の改正と業務改善助成金について周知を図っております。大阪府下でもラジオ放送がございましたので放送の予告を行ってございます。

6ページ、御覧ください。

大阪府最低賃金のリーフレット・ポスターについてでございますが、改正決定の告示後の9月中に約1,800の機関・団体・事業場へこういった資料を送付し、周知を図りました。既に一部の交通機関については御協力をいただいておりますけれども、在阪の鉄道各駅や確定申告会場、あるいは労働保険年度更新会場など、中小・小規模事業者が利用することが見込まれます場所などにつきまして、様々な媒体や機会を捉えて効果的な周知・広報に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、資料には今回掲載してはおりませんが、9月の最終週から10月1日にかけて、本省ルートではございますけれども、JR大阪駅など大阪府下の主要32駅構内の有料広告スペースに周知用ポスターを掲示することにより周知を図っております。

次に、7ページのほう御覧ください。

履行確保の取組について御説明いたします。

今年度も、先ほども申し上げましたように、1月から3月までを集中取組期間といたしまして、大阪府内の全監督署におきまして、最低賃金の遵守徹底を目的として、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導を実施してまいります。

続きまして、2項目め、支援策の効果的な周知広報と一層の利活用の促進についてでございます。

今年度も9月を最低賃金周知・支援月間といたしまして、その取組概要と実施要綱を大阪労働局全体の取組としてプレスリリースするとともに、労使団体をはじめ、自治体や支援機関等、中小企業と関わりの深い機関に対しまして積極的な周知の御協力をお願いしたところでございます。

(5)を御覧ください。労働基準監督署では、この9月でございますが、賃金改定の影響が特に大きいと思われる事業場1,300件を選定いたしまして、個別に訪問をしたり、職員が電話をすることにより改正金額や事業主支援策を周知してまいりました。

続きまして、8ページ(6)、御覧ください。ハローワークの取組でございます。10月1日以降、最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者に対しまして、改正後の最低賃金額のお知らせをハローワーク職員が行うほか、賃金引上げのための事業主支援策が準備されていること、その相談機関といたしまして大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターがあるということの周知を併せて行ってございます。

続きまして、(7)でございますけれども、大阪労働局雇用保険電子申請事務センターの取組でございます。事業主支援の周知につきまして、こちらのセンターに届けのあった事業場に返信する際の情報の提供であったり、(8)これは本年度の新たな取組として記載しておりますけれども、労働局が保有いたしますメーリングリストを活用いたしまして、労働保険事務組合、中小企業様が労働保険の手続などで利用されているこの組合に対しまして、改正金額に加えて事業主支援策について情報発信して、周知や利活用の促進を図ったところでございます。

続きまして、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組でございます。周知支援月間中にてでございますけれども、業務改善助成金のオンラインセミナーを開催いたしました。このセミナーでは、8月31日に拡充されましたポイントも踏まえ利活用の促進を図っております。

また、10月末までの利用状況につきましては、お手元の資料の一覧表のとおりでございます。

労働基準監督署の職員からは、窓口相談、集団指導、説明会、戸別訪問支援の機会を活用いたしまして支援策の周知や利活用の働きかけを行うとともに、大阪働き方改革推進会議の最低賃金のための環境整備に関する作業部会の構成員の皆様へも傘下の団体・企業様へ周知していただくよう協力要請を行いまして、構成員全てにおかれまして、ホームページや会報誌への記載であったり、メールマガジンでの配信など、様々な方法で周知について御協力をいただきましたところでございます。

また、作業部会におきましては、支援策等の情報交換もするなど連携を図っております。

続きまして9ページ、御覧ください。

大阪での業務改善助成金等支援策の利活用状況について掲載しております。各界の御協力もございまして、本年10月末時点で、昨年度の申請件数、交付決定件数につきまして、業務改善助成金でございますけれども、上回る状況となっております。

引き続き、必要とする中小企業等経営者の皆様へ、業務改善助成金など各種支援策や、中小企業が賃上げしやすい環境を整えるため、制度・助成金等幅広い相談に応じる大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを積極的に周知して、関係団体、関係省庁と連携して利活用の促進に取り組んでまいりたいと思っております。

このたびの地賃の引上げに合わせて、業務改善助成金や中小企業庁の補助金の拡充内容を分かりやすくまとめたリーフレットを作成しております。こちらにつきましては、10ページの一番下に、実際にお配りしているリーフレットを掲載させていただいております。

こういった、中小企業の事業主の皆様へ説明させていただくとともに、よろず支援拠点を御案内するなど、賃金引上げに向けた環境整備のための取組を一層強化してまいりたいと考えております。

続きまして10ページ、3項目、行政機関に対する配慮要請等の取組について御説明させていただきます。

本年9月でございますけれども、厚生労働省労働基準局長から各都道府県知事と政令指定都市の市長宛てに、委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める要請文書が発出されてございます。そのほかの自治体につきましては大阪府知事と大阪労働局長の連名で、国の在阪機関や独立行政法人等につきましては大阪労働局労働基準部長名で例年要請文書が発出しているところでございます。本年度におきましてもこの取組に向けまして準備中でございます。

また、大阪市、堺市、枚方市との最低賃金違反に係る情報提供の協定についてでございます。引き続き確に運営していくとともに、未締結の自治体に対しましては協定締結の働きかけを行いまして、地方自治体と連携して最低賃金履行確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、4項目、下請取引の適正化に向けた取組について御説明いたします。

労働基準監督署では、事業所に立入検査・監督指導、これを実施した際に、労働基準法関係法令違反が認められない場合がございます。賃金引上げの阻害要因として買いたたきなどが疑われる事案につきましては、公正取引委員会、中小企業庁、または国土交通省に通報を行いまして、法令遵守を徹底させるよう引き続き取り組んでまいります。

また、1月から3月までの集中取組期間におきましては、最低賃金の遵守徹底を図りまして、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行ってまいりたいと思います。

これらの取組の実施につきましては、厚生労働省本省とも連携を図りながら、予算の確保、実施体制の強化を図りまして、最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備を進めてまいりたいと考えております。

附帯事項6項目めについてでございますけれども、ただいま御説明いたしました取組状況を検証して、本総会で随時報告をさせていただくこととなっております。

令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組状況の御報告は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

以上の御説明につきまして何か御質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

衣笠会長

続きまして議事（4）その他に入ります。

事務局から何かありますか。

稲田主任

事務局から1点、団体からの最低賃金改正等に係る要請書について御説明いたします。

本日配付資料の10、19ページになります。

資料の10は、前回総会以降に追加で、全大阪労働組合総連合から、大阪府の最低賃金1,500円の実現、全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書など、個人署名77筆、団体署名3筆が提出されました。その一つを資料とさせていただいております。

要請内容につきましては、これまで御紹介させていただいておりますものと同じでございます。

以上の要請文、署名原本を公益委員の席の後ろに置いておりますので、御披露させていただいております。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(な し)

衣笠会長

その他何かございませんでしょうか。
よろしくをお願いします。

松井委員

議事の(2)の後に発言をすべきだったかもしれないですけれども、このタイミングで一言だけ労働側委員のほうから発言をさせていただきたいと思います。

今年の特定最賃の審議についてですが、去年は7業種のうち5業種で改正の必要性なしとなりましたが、今年は審議のスタートの時点で、専門部会の前に大阪労働局事務局のほうから、特定最低賃金の位置づけなどについての御説明をしていただくなどの取組も実施していただきました。こういったことによって、特定最賃の役割でありますセーフティーネットだけではなく、当該産業の基幹的労働者の労働条件の向上ということが大きな役割であるということの御認識を深めていただいた上で、それぞれの専門部会の公労使の委員の皆様が真摯に御審議をいただいたものと考えております。

その結果、今年、昨年必要性なしとなった5業種のうちの3業種で改めて熱心な審議をしていただいた結果、改正が行われることになりました。改めて、このことについては公労使の委員の皆様に敬意を表したいと思ひますし、事務局の御対応にも感謝申し上げたいと思ひております。

ですが、先ほど答申を既にいただいた非鉄金属と自動車小売の2業種に関してですが、答申に対する異議はなしということですが、やはり労働側としては、改正の必要性なしということについては、遺憾に思っているということは申し上げておきたいと思ひます。

皆様重々御承知だと思ひておりますが、特定最低賃金は、労働組合のない企業で働く労働者の方ですとか、労働組合があっても労働協約を締結していない労働者の方にも波及効果が大きくあるということ、そして、その業界全体の人材確保という観点からもその役割は非常に大きいということです。そして労働者の就労意欲を喚起すること、優秀な人材の獲得ですとか定着、そして他の産業との差別化を図っていくということも含めて、特定最低賃金を適切に改正していくことは今後も必要なことであるとと考えております。現在、どの業界でも人材不足が深刻化している社会情勢の中ですので、特にこういった社会的な意義も再認識、再確認をしていただいた上で、次年度以降の審議が行われることを強く望みたいということをお労働側の意見として一言だけ申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございます。
労働者を代表する委員としまして松井委員から御意見の御発言をいただきました。
では、使用者を代表する委員は何かございませんでしょうか。

平岡委員

特に審議についての意見はございません。各部会、真摯に議論を重ねられた結果だと受け止めております。

衣笠会長

ありがとうございました。

その他、何かございましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

柴田委員、よろしくをお願いします。

柴田委員

先ほど附帯事項に関する取組、きちっと説明していただいております。今、政府のほうで補正予算の審議が行われていまして、新たな中小企業向けの支援策が出てくると思いますので、そこも含めてまた引き続きしっかりと周知をしていただけたらと思います。

それと、先ほど、必要性に達しなかった部分の答申はありましたけれども、それ以外の資料5から以降のところの、答申されたというのは分かりますが、答申日はいつなのか、答申書はホームページで公表されているのか、を教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

井手課長

答申日につきましては、見ていただきました報告書の日になります。お配りできるように一応事務局は準備しておりますので、答申文をお配りさせていただこうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

衣笠会長

よろしくお願いたします。

井手課長

では、改正決定のございました5業種の答申文につきまして皆様にお配りさせていただきたいと思っております。

衣笠会長

事務局におきましては、御準備、御配付いただきまして誠にありがとうございました。

柴田委員、よろしいですか。

柴田委員

はい。

衣笠会長

ほか何か、皆さん、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

衣笠会長

そういたしましたら、以上で本日の審議は全て終了といたします。

本日はこれもちまして閉会といたします。

委員の皆様、本日はお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

(閉会 16時15分)